

入所申込確認及び同意書		回答欄
1	令和7年度南風原町認可保育園・認定こども園等入所案内を熟読し、内容を確認しました。	<input type="checkbox"/> わかりました
2	希望した保育施設を辞退した場合は年度内の優先度が下がる場合があります。 ※申請書の、希望施設に入所できない場合『町内全域で調整を希望する』を選択した方はご注意ください。	<input type="checkbox"/> わかりました
3	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況等について確認します。	<input type="checkbox"/> わかりました
4	届出内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有します。	<input type="checkbox"/> わかりました
5	職員が必要に応じて職場や家庭・関係機関等に電話及び直接訪問・照会を行い、保育できない状況を確認します。	<input type="checkbox"/> わかりました
6	公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、情報を提供します。	<input type="checkbox"/> わかりました
7	支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。	<input type="checkbox"/> わかりました
8	保育施設入所申込後、世帯構成（結婚、離婚、祖父母などと同居となった等）、申込理由（就労、病気等）、勤務先や就労状況などに変更があった場合には、14日以内に必要書類を提出してください。世帯状況が確認出来ない場合、入所内定の取り消しまたは退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
9	保育必要理由は毎月1日認定です。内容に変更がある場合は証明書類を提出いただいた翌月1日からの認定変更となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
10	入所の意思がなくなった場合は、申込取下げ届を提出してください。	<input type="checkbox"/> わかりました
11	申込内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。	<input type="checkbox"/> わかりました
12	3歳児クラス以上の者については食材料費(主食費・副食費)が園徴収となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
13	職員が保育料を決定するために、関係機関で所得状況及び課税状況を確認します。	<input type="checkbox"/> わかりました
14	保育料算定に必要な特定個人情報(課税情報)を他市町村へ照会する場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
15	保育料算定に必要な課税資料の確認がとれない場合は、最高階層での保育料決定となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
16	保護者の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同居親族も保育料算定の対象となる場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
17	各月初日に保育施設に在籍した場合は、1か月分の保育料全額が発生します。	<input type="checkbox"/> わかりました
18	保育施設を長期間連続で欠席(最長3か月まで)する場合はこども課へ連絡してください。	<input type="checkbox"/> わかりました
19	税額の修正や世帯状況の変更による保育料変更申請は、申請日の属する年度内のみとなります。	<input type="checkbox"/> わかりました
20	保育料は、納付期限までに必ず納付すること。また、口座残高不足や納め忘れなどにより保育料が未納となった場合は、速やかに納付すること。滞納のある世帯は、入所審査で減点の対象となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
21	入所保留となった場合は、支給認定はなされていますが、支給認定証は交付したとみなし送付いたしません。必要な場合は受け取ることもできます。	<input type="checkbox"/> わかりました
22	マイナンバー（個人番号）確認の必要がある場合は、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より個人番号を確認します。個人番号の確認ができない場合、追加書類を求められることがあります。	<input type="checkbox"/> わかりました
◆育児休業取得中(取得予定)の方はこちらもチェックしてください		
23	入所後、入所月の翌月1日までに復帰が必要です。職場復帰できない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
24	復職後2週間以内に復職証明書が必要となります。提出できない場合は、入所決定の取り消しまたは退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
25	みなし育休については、新規入所の場合他の保育要件が必要となります。(要件がない場合は求職へと切り替わります。)	<input type="checkbox"/> わかりました
26	やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。(詳細はハローワークへご確認ください)	<input type="checkbox"/> わかりました
◆転入予定でお申込の方はこちらもチェックしてください		
27	入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しないときは、申込を取下げたとみなします。	<input type="checkbox"/> わかりました

上記事項について確認及び同意のうえ、保育施設への入所を申込みします。

育児休業給付を受給中(受給予定)の方は、この利用申込書を提出前にコピーをとり控えとして保管ください。

住所：南風原町字

申込児童氏名：

保護者氏名：